別表十一（一）　個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

債務者	住所又は所在地	1					計	
	氏名又は名称	2						
個別評価の事由		3	令第96条第1項第　号該当	令第96条第1項第　号該当	令第96条第1項第　号該当	令第96条第1項第　号該当		
同上の発生時期		4	平・・	平・・	平・・	平・・		
当期繰入額		5	円	円	円	円	円	
繰入限度額の計算	個別評価金銭債権の額	6						
	(6)のうち5年以内に弁済される金額（令第96条第1項第1号に該当する場合）	7						
	(6)のうち取立て等の見込額 担保権の実行による取立て等の見込額	8						
	(6)のうち取立て等の見込額 他の者の保証による取立て等の見込額	9						
	(6)のうち取立て等の見込額 その他による取立て等の見込額	10						
	(6)のうち取立て等の見込額 (8)＋(9)＋(10)	11						
	(6)のうち実質的に債権とみられない部分の金額	12						
	(6)－(7)－(11)－(12)	13						
	繰入限度額 令第96条第1項第1号該当 (13)	14					円	
	繰入限度額 令第96条第1項第2号該当 (13)	15						
	繰入限度額 令第96条第1項第3号該当 (13)×50％	16						
	繰入限度額 令第96条第1項第4号該当 (13)×50％	17						
	繰入限度額 経過措置の適用を受ける場合((14)、(15)、(16)又は(17))×(25％、50％又は75％)	18						
繰入限度超過額 (5)－((14)、(15)、(16)、(17)又は(18))		19						
貸倒実績率の計算の基礎となる金額の明細	貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額((6)の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合の(5)と((14)、(15)、(16)又は(17))のうち少ない金額)	20						
	貸倒れによる損失の額等の合計額から控除する金額 前期の個別評価金銭債権の額 (前期の(6))	21						
	貸倒れによる損失の額等の合計額から控除する金額 (21)の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合の当該個別評価金銭債権に係る損金算入額 (前期の(20))	22						
	貸倒れによる損失の額等の合計額から控除する金額 (22)に係る売掛債権等が当期において貸倒れとなつた場合のその貸倒れとなつた金額	23						
	貸倒れによる損失の額等の合計額から控除する金額 (22)に係る売掛債権等が当期においても個別評価の対象となつた場合のその対象となつた金額	24						
	貸倒れによる損失の額等の合計額から控除する金額 (23)又は(24)に金額の記載がある場合の(22)の金額	25						

（用紙の大きさは、日本工業規格A4）

別表十一(一)を次のように改める。